

介護職員処遇改善加算による非常勤介護職員の時給への加算手当について

平成２８年４月 社会福祉法人 楽友会

多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職員に対し、平成２８年６月から以下の要領で初期加算及び継続勤務加算の手当を支給する。

１ 初期加算について

- ① 初期加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職を対象に支給する。
- ② 初期加算は、契約時給に加算して支給する。
- ③ 初期加算の金額は、別表１に定める。

２ 継続勤務加算について

- ① 継続勤務加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職員のうち、以下（ア）から（ウ）のすべての条件を満たす職員を対象に支給する。
 - （ア）雇用契約において１週当たりの労働時間が２４時間を超える職員。
 - （イ）毎年４月１日時点で継続勤務年数が１年を超える職員。
 - （ウ）月間の出勤率が雇用契約の８割以上の職員。
- ② 継続勤務加算の継続勤務年数は、毎年４月１日時点の満年数とし、月数は切り捨てる。なお、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所以外の勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。
- ③ 継続勤務加算は、契約時給に加算して支給する。
- ④ 継続勤務加算の金額は、継続勤務年数により区分し別表１に定める。
- ⑤ 毎年度の継続勤務加算の金額は、４月１日に決定する。

$$\text{契約時給} + \text{初期加算} + \text{継続勤務加算} = \text{時給合計}$$

時給の例

- ・条 件 継続勤務年数：平成３１年４月１日時点で満１０年
契約時給：９８０円

（単位：円）

年度	継続勤務年数	契約時給	初期加算	継続勤務加算	時給合計
３１	１０年	９８０	１００	１５	１，０９５
３２	１１年	９８０	１００	２０	１，１００